

○高山市朝日高齢者・若者センターの設置及び管理に関する条例（抜粋）

条例第36号
平成17年2月1日

（設置）

第1条 年々高齢化が進む中で、農業の生産活動及び地域社会活動に高齢者がいかに参加し、また、地域の若者が農業の生産活動に参加して高齢者とのコミュニケーションを図り、特産品の生産及び製造販売活動を通じ、更に都市との交流を図りながら、地域の活性化を図るため、高山市朝日高齢者・若者センター（以下「センター」という。）を設置する。

条例で定めるセンターの設置目的を下記のとおり整理しました

- ①高齢者が農業の生産活動に参加し、地域活性化を図る
- ②高齢者が地域社会活動に参加し、地域活性化を図る
- ③地域の若者が農業の生産活動に参加して高齢者とのコミュニケーションを図り、特産品の生産及び製造販売活動を通じ、更に都市との交流を図りながら、地域の活性化を図る

施設（条例）の廃止理由

センターの設置後、近傍の施設整備等により、その設置目的が達成されたため

設置目的	センター施設名称	センターが利用された内容	機能（設置目的）の移転先
①		高齢者による各種農産物の生産活動の促進	→ 道の駅ひだ朝日村農産物出荷組合（H18.4 設立）
②	研修室	新特産品の開発など高齢者との情報共有の場 高齢者の地域社会活動の拠点に利用	→ 燦燦朝日館ふれあいホール（H15.3.20 完成）
③	談話室 特産品加工室 特産品販売室	地域の若者と高齢者のコミュニケーションの場 ヨモギうどんの生産と新特産品の開発等 ヨモギうどんと各種農産物等の特産品の販売 都市との交流の場（観光情報の提供）	→ 道の駅ひだ朝日村（H12.7.7 完成）

【補足説明】 道の駅ひだ朝日村農産物出荷組合：組合数54軒、平均年齢70歳
若者7人が新規就農者となる（H20年度～） 朝日認定農業者の会会員数23人